

広陵町東部地区農業研修センター建替
基本構想・基本計画策定業務

特記仕様書

令和6年4月

広陵町 住民環境部 環境政策課

本仕様書は、広陵町東部地区農業研修センター建替基本構想・基本計画策定業務公募型プロポーザルの実施に必要な最低限の内容を示すものであり、プロポーザルによる委託候補者選定後に技術提案内容等を勘案し、詳細な仕様を定めるものとする。

1 業務名

広陵町東部地区農業研修センター建替基本構想・基本計画策定業務

2 履行場所

広陵町大字広瀬地内

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務の目的・概要

本業務は、老朽化した広陵町東部地区農業研修センターの建替えに当たって、現状と課題を整理し、広瀬区における持続可能な地域づくりや地域防災の拠点として、新施設のあるべき姿を検討するとともに、そのために必要な機能やその規模等、整備の方向性をまとめるための基本構想及び基本計画を策定する業務である。

基本構想及び基本計画の策定に当たっては、広瀬区の地域づくりや防災の拠点となることをめざし、求められる諸機能の精査、施設運営方法の検討について提案いただき、当該施設の設計に必要な基礎資料とすることを目的とする。

5 計画施設

(1) 名称

未定

(2) 場所

広陵町大字広瀬地内

(3) 施設規模

施設規模はこの業務の中で検討を行う。

6 業務内容

以下の内容について検討を行い、広陵町東部地区農業研修センター建替基本構想及び基本計画を策定する。

(1) 事前調査

①情報収集

施設を整備するに当たり、該当する関係法令、関係計画、関連工事等について情

報収集を行うこと。

- ②その他、構想及び計画策定に当たり必要な調査

(2) 場所の検討

- ①候補地の提案

施設の設置場所については、現施設の場所の他に広瀬区内における候補地を1箇所選定し、それぞれの特性やメリット、デメリット、課題等を比較整理した上で提案すること。

(3) 施設コンセプト及び施設機能等の検討

- ①施設コンセプトの検討

地域の現状や将来を見据えた上で、施設コンセプトの検討を行うこと。

- ②施設機能の検討

地域の現状や将来を見据えた上で、施設機能の検討を行うこと。

- ③防災・減災対策の検討

施設の防災・減災対策に関する検討を行うこと。

- ④施設規模の検討

地域の現状や将来を見据えた上で、施設機能に必要な諸室、設備及び施設の目標面積を検討すること。

- ⑤公民連携の検討

PPP/PFIによる公民連携や民間活力導入の可能性について検討すること。

- ⑥既存公共施設との複合化の検討

広陵町公共施設等総合管理計画(令和5年3月改訂)に掲げる今後の公共施設マネジメントの基本目標を踏まえて、既存公共施設との複合化の可能性について検討すること。

- ⑦その他、構想及び計画策定に当たり必要な検討

(4) 施設イメージ図の作成

- ①敷地内の施設の配置を検討

- ②ユニバーサルデザインの検討

- ③施設駐車場の検討

- ④その他構想及び計画策定に当たり必要なデザインの検討

(5) その他計画の検討

- ①環境対策の検討

省エネルギー等、環境配慮に関する対策を検討すること。

- ②防犯対策の検討

防犯に関する備え、防犯機能に関する対策を検討すること。

- ③事業スケジュール

基本設計、実施設計、工事スケジュールを検討すること。

(6) 事業費用、経常費用の算出

①概算設計費の算出

基本設計、実施設計に要する費用の概算額を算出すること。

②概算施工費の算出

施工に要する費用の概算額を算出（設備、備品含む）すること。

③概算運営費・維持管理費の算出

供用開始後の施設の運営及び維持管理に要する費用の概算額を算出すること。

(7) その他構想及び計画策定に必要な事項

①広瀬区、議会等への説明資料作成支援を行うこと。※ともに2～3回の開催を予定

②防災機能を持った地域拠点として、当該施設にとって参考になる事例を3事例程度提供すること。

(8) 全体スケジュール

①検討した基本構想及び基本計画（素案）について、広瀬区での説明に同席すること。

②令和7年度当初予算に基本設計及び実施設計に係る費用の計上を予定しているため、素案を令和6年12月に作成すること。

7 業務実施体制

本業務の実施に当たっては、業務を円滑に実施するために総括責任者及び担当技術者を配置し、本町との連絡調整が円滑に実施できるよう契約締結後速やかに体制を整えること。

8 業務事務

(1) 業務計画

契約後速やかに次に掲げる内容について、業務計画を策定し提出すること。

ア 作業実施計画書

（検討業務内容、業務遂行方針、業務実施体制、担当者一覧等）

イ 工程表

ウ その他発注者が必要と認めた書類

(2) 業務報告

業務実施状況、進捗状況、問合せ内容（回答等を含む）等について、次に掲げる内容の記録を提出すること。

ア 実施概要

イ 各業務報告

ウ 打合せ・会議記録（資料含む）

エ 庁内等説明用資料

オ その他発注者が必要と認めた事項

(3) 打合せ

業務を適正かつ円滑に実施するため、定期的（月に1回以上）に打合せを行い、協議が必要な事項があれば、必要に応じて別途打合せを行うこととする。打合せを行ったときは、その都度「打合せ記録簿」を作成し、発注者に提出すること。

9 成果品

成果品は以下の内容とする。

第6項による業務で作成した基本構想及び基本計画を報告書に取りまとめ、2部提出（チューブファイル綴じ）すること。

(1) 報告書及びデータ

A4版カラー印刷左綴じを基本とする。

内容は以下の項目を網羅すること。

- ・事前調査内容
- ・検討結果内容
- ・施設コンセプト
- ・施設機能、規模、運営方法
- ・施設イメージ図
- ・環境、防犯対策の検討内容
- ・その他必要な事項（概算事業費、事業スケジュール等）

基本構想及び基本計画書のデータとしてPDF版の提出とあわせて、その作成された形式（MicrosoftWord形式、MicrosoftExcel形式、MicrosoftPowerPoint形式等）のまま、記録媒体（DVD）に納めて提出すること。また、作成したイラストや表・グラフのMicrosoftExcel形式等の各種データは、算出式や算出根拠を明確にし、本町が修正や年度ごとの進捗管理が可能な様式で提出すること。また、その他協議で必要となった資料も提出すること。

10 その他

(1) 法令等の遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 成果品の帰属

本業務における成果品は、全て本町に帰属するものとする。受注者は、本町の承認を得ずに複製、使用、流用又は公表してはならない。

また、本業務の履行に当たり第三者の著作権等に抵触するものについては、受注者の責任において処理するものとする。

(3) 協議

本仕様書に定めのない事項及び仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

11 参考資料

- ・ 広陵町公共施設等総合管理計画
<https://www.town.koryo.nara.jp/cmsfiles/contents/0000005/5525/keikakusho.pdf>
- ・ 広陵町公共施設再配置（再編）計画
<https://www.town.koryo.nara.jp/cmsfiles/contents/0000004/4141/saihaitikeikaku.pdf>
- ・ 第2次広陵町人口ビジョン
<https://www.town.koryo.nara.jp/cmsfiles/contents/0000006/6020/1.pdf>
- ・ 第5次広陵町総合計画
<https://www.town.koryo.nara.jp/cmsfiles/contents/0000005/5429/jinnkoubijyonn.pdf>

12 問い合わせ先

〒635-8515

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町 住民環境部 環境政策課

電話番号（代表） 0745-55-1001

メールアドレス kankyo@town.nara-koryo.lg.jp